◎新潟県告示第1304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　都市計画の種類

佐渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

２　その他

上記都市計画は、別に定める「佐渡圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」と合わせて「佐渡圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。